

建設業者等の指名停止について

平成30年12月14日

土木部監理課

1 指名停止措置業者

(1) コープエンジニアリング 株式会社

入札整理番号 40-0325

主たる営業所 新潟市北区太郎代1448-3

(2) 上記の者が構成員となっている共同企業体

2 指名停止期間

平成30年12月14日から平成31年3月13日まで

3 指名停止の理由

平成30年10月26日に実施した土木部都市局営繕課発注の高等学校外装塗材アスベスト含有分析調査委託に係る見積合わせにおいて、コープエンジニアリング株式会社が契約の相手方として決定を受けたにもかかわらず、受注体制が確保できないとして契約を辞退した。

このことが、新潟県建設工事請負業者等指名停止措置要領第2条第1項(別表第2、第14号)に該当するため。